

土木・建築施設の建設工事等に係る事故対応マニュアル（受注者用）

平成25年9月
県土整備部

このマニュアルは、建設工事等（委託業務含む）の事故発生時における、標準的な事務処理についてまとめたものである。

1. 報告対象

県土整備部関係機関が発注する工事の施工等において発生した、「すべての事故」を対象とする。事故報告書の提出は、労働災害のうち休業4日以上及び全治30日以上、公衆災害又は監督員が指示した場合とする。

2. 用語の定義

労働災害 （工事作業が起因して、工事関係者が死傷した事故）	工事作業場内及び隣接区域 （以下、工事区域という。）において、工事関係作業が起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。 工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送作業が起因して工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。
もらい事故 （第三者の行為が起因して、工事関係者が死傷した事故）	工事区域において、当該関係者以外の第三者が起因して工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。
死傷公衆災害 （工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故）	工事区域における工事関係者作業及び 輸送作業 が起因して当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故。
物損公衆災害 （工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故）	工事区域における工事関係者作業及び輸送作業が起因して第三者の資産に損害を与えた事故。
工事作業場	工事を施工するに当たって作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等工事のために固定あるいは移動等により周囲から明確に区分して使用する区域内をいう。
隣接区域	本来、工事作業場外での作業は禁じられているが、適切な安全対策のもとに作業場やむを得ず使用する工事作業場に接続した区域。
輸送作業	（現場着単価の資機材を運搬中の車両等が工事場外で起こした事故及び関係者の通勤途上での交通事故を除く。）

3. 処理の流れ

事故が発生した場合は、次に示す「**初動対応**」，「**応急措置**」，「**事後対策**」の各段階に応じて適切に処理するものとする。

■ 初動対応 ■

- (1) **受注者**は、工事施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督員に**通報（報告）**しなければならない。
- (2) **受注者**は、随時、事故内容を「**事故報告（第〇報）**」等により監督員に**報告**しなければならない。
- (3) **受注者**は、事故に係る被害状況・原因等の情報収集に努め、報告内容に変更があった場合は遅滞なく監督員へ**報告**しなければならない。

■ 応急措置 ■

- (1) 事故の影響に対する危険回避措置
受注者は、事故の重大性、緊急性等を勘案し、適切な措置を執らなければならない。
- (2) 死亡事故の場合の措置
現状保存対策等を実施するとともに、警察署等に協力しなければならない。

■ 事後対策 ■

- (1) **受注者**は、所定の様式で指示する期日までに「**事故報告書**」を提出しなければならない。
- (2) **受注者**は、事故発生後（原則1週間以内）に開催される「**事故調査委員会**」に参加しなければならない。
- (3) 建設工事事故データベースへの登録
受注者は、監督員から「建設工事事故データベース^{注1}」 (<https://sas.hrr.mlit.go.jp/>) への登録について指示された場合は登録を行うものとする。

4. 報告様式

・事故が発生した場合の**報告**は、次の様式により行うものとする。

「事故報告（第〇報）」【様式1】

- (添付書類)
- | | | |
|--------|----------------------|--------------------------|
| ・位置図 | ・平面図 | ・横断図 |
| ・現場写真 | ・施工体系図 ^{注2} | ・安全訓練実施報告書 ^{注2} |
| ・その他資料 | | |

「事故報告書」【様式2】

- (添付書類)
- | | |
|-------------|--------------------|
| I. 事実の確認シート | II. 問題点の発生と原因分析シート |
| III. 改善策 | 危険要因一覧 |
| ・その他資料 | |

注1) 国土交通省所管の事故防止対策等の資料等に利用する、全国レベルでのデータベースシステム。

注2) 委託業務の報告書への添付書類は、施工体系図及び安全訓練実施報告書を対象外とする。

※ 委託業務の場合は、「工事」を「業務」に、「施工」を「履行」に読み替えるものとする。